

(別紙)

様式第1号(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	第4期美幌町自治推進委員会（第1回）
開 催 日 時	平成30年5月22日（火） 18時30分 開会 19時50分 閉会
開 催 場 所	しゃきっとプラザ 会議室2
出 席 者 氏 名	伊藤委員、大平委員、加藤委員、熊崎委員、 志布委員、疋田委員、村口委員、山野寺委員
欠 席 者 氏 名	大野委員、梅津委員
事務局職員職氏名	平井副町長、広島総務部長、小室政策主幹、 伊藤政策担当主査、長尾政策担当、金子政策担当
議 題	1 自治推進委員会について 2 自治基本条例の見直しについて 3 平成29年度 アクションプランの実施結果について 4 平成29年度 審議会等の会議の公開に関する運用状況について 5 平成29年度 美幌町パブリックコメント手続き条例の実施状況結果について 6 その他
会議の公開又は 非公開の別	公開
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開とした場合)	—
傍 聴 人 の 数 (会議を公開した場合)	なし
会 議 資 料 の 名 称	・【書類番号1】美幌町自治推進委員会の活動状況について ・【書類番号2】第4期美幌町自治推進委員会 H30年度スケジュール（予定） ・【書類番号3】美幌町自治基本条例の見直しについて ・【書類番号4】自治基本条例に係るアクションプラン（平成23～29年度）取組実績について【概要】 ・【書類番号5】アクションプラン 平成29年度の実施結果 ・【書類番号6】平成29年度審議会等の会議の公開状況 ・【書類番号7】美幌町パブリックコメント手続条例に係る平成29年度実施状況結果について ・美幌町自治基本条例逐条解説
会議録の作成方針	☐ 録音テープを使用した全部記録
	☒ 録音テープを使用した要点記録
	☐ 要点記録

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
広島総務部長（司会）	皆さん、大変ご苦勞様でございます。 本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 また、今回の開催にあたりまして、自治推進委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。重ねてお礼を申し上げたいと思います。 それでは、ただ今から、平成30年度第1回美幌町自治推進委員会を開催させていただきます。 はじめに、副町長より委員の皆さまに、委嘱状を交付させていただきます。 私の方でお名前をお呼びいたしますので、その場で委嘱状をお受け取りいただきたいと思います。 委嘱状交付 ・平井副町長より委嘱状の交付を行いました。 伊藤 洋輝 様（一般公募） 大平 幸雄 様（美幌町自治会連合会） 加藤 春香 様（NPO法人 美幌町えくぼ福祉会） 熊崎 崇朗 様（一般公募） 志布 純子 様（美幌町男女共同参画プラン推進協議会） 疋田 憲子 様（一般公募） 村口 善二 様（美幌町ボランティア連絡協議会） 山野寺秀樹 様（美幌町農業協同組合） 美幌町自治推進委員会委員を委嘱します。 平成30年5月22日から平成32年5月21日まで。 平成30年5月22日、美幌町長 土谷耕治。 それでは、副町長よりご挨拶申し上げます。
平井副町長	皆さんこんばんは。 本日は、皆さんお忙しい中、第4期の第1回美幌町自治推進委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。 本日、町長が出張中で不在となっておりますので、代理で私の方から、10名のうち8名の皆さまに委嘱状を交付させていただきました。2年間という任期になりますけれども、お忙しい中ではあると思いますが、これからお世話になります。よろしくお願いいたします。 前期から引き続きお願いしている方については、趣旨はご理解いただいていると思いますが、新たになっていただいた方もいらっしゃるということで、どういった趣旨の委員会なのかという疑問も多いと思いますが、実は私は、この自治基本条例をどう推進していくか、どう見直しをかけていくか、結局まちづくりの基本をどんどん作って、このまちを良くしていくか、簡単に言えばそういう趣旨の委員会であり、基本の条例を平成23年3月18日に制定いたしまして、24年から施行しております。 当時、道南のニセコ町だとか、先駆的に行っている自治体も多々あった

	んですが、この町も決して遅くはなく、全国の事例を参考にしながら、中身を明白に濁さないように、中には「まちづくり条例」という名称を付けて、中身もなんとなくぼやっとした、分野というか所管も広いものですから、一言でまちづくりと言っても、まちづくりとはなんぞやというところから始まると非常に難しいとなるわけです。一、住民の方から始まって、色んな団体、色んな機関、全てを網羅したのが1つのまちを形成しているわけですから、その中ではルールというものが非常に難しいわけでありま すけれども、今後、将来を見据えていくときに、もう既に皆さんもご承知のように、全国的に人口減少が始まっております。管内に18市町村ありますが、全てが減少している最中でありま す。今後も、この傾向はまだまだしばらく続くということで、日本国全体の1億人台を割って8千万人台まで行くんでないかという推計も出ておりますが、これをそのままにしておく訳には当然いかな いので、少し時間はかかりますが、何十年というスパンで見ますけれども、なんとかまた盛り返しをして、1億人台をなんとかキープして、国の方針もそういう方針なんですけど、これには国も頑張らなければいけないと。地方も相当頑張らなければいけない。一、国民1人1人が頑張らなければいけず、そこには、やっぱり1つの1番小さな構成をしております市町村、自治体が頑張っていかなければならないというこ とで、それが合わさって一つの日本という国になるわけですから、そういった意味では、人口減少という大きな問題はありますが、その中でもどうやって皆さんが1日1日楽しく、健やかにその町で暮らしていけるか、これがやはりいい町だなというものになるのではないかと思います。やはり、暗い町とか寂しい町とか活気のない町には、皆さん住んでいたくないわけですから、そうではなくて、楽しい町を作っていく。そこで、平成23年に実は作ったんですが、この当時は非常にも関わりを持たせていただ いて、非常に大変でした。この条例ですが、実は「まちづくり条例」という1つの条例ともう1つは皆さんの代表である議会の「議会基本条例」という別立てで作っている市町村がほとんどなのですが、美幌町はこれを作るときに議会にお声かけをして、どうでしょうか、一緒に作りませんか。議会は議会、議会を抜いた町は町で作るよりは一緒にやりませんかと言ったときに、そうだなということで同調してくれまして、この策定委員には議会代表者が入って、住民の皆さん、色んな団体の方たちで、1年半くらいかかりましたでしょうか。週に1回策定委員会をやり、数人ですけど諮問の基礎部会という、これは皆さんの意見を吸い上げて、それをどう条文にしていくか、そしてその条文のたたき台をどう作っていくか、皆さんの意見をどう入れてそれをまた直していくか、色々な情報を各自自治体のいいところ取りじゃないです けど、色んな問題があってこれはダメだ、この規定はダメだ、こういうのは素晴らしいと。では、美幌はこういう形でいいかと、それぞれ1条、それを作っていく。ですから、回数はそれこそ数えきれないくらいやって、1日に1晩やる委員会をせいぜい2時間とか3時間とかそれくらいやるんですが、その中でも前回の復習、それから今回の課題、前回の問題について今度は決定する、だいたい3つのテーマで毎回毎回やったんです。皆さんに宿題を持っていただいて、まずはたたき台を用意してくる。その日に意見を出せと言われても普通は意見が出ないので、その日は意見を必ず前もってペーパーで出してというようなことで、非常に中身の濃い委員会を1年以上かけて、ようやくこの条例を作りました。ただ、期間が1年ちょっとと非常に短い期間でやってきたので、当時からなかなか完璧な条例はできないということを念頭に、条例を作った後に、育てる条例をということで、実はその育てるのが皆さんにお願いを前からしているところなんです。この条例を常に見直ししながら、まずい部分は直していただき、あるいは時代にそぐわないものは直していただき、足りな
--	---

	いものは付け足していただき、ということで、育ててもらうのを自治推進委員会というものを作って、そこで皆さんに育てていただこうと。当然、美幌の各団体の代表ということで推薦をしていただいて、委員になって引き受けていただいた皆さんがいらっしゃいますので、これは自分ばかりではなくて、団体の意見等もぜひ聞いていただいて、何か意見はないかということをお場で次回以降持ち寄っていただいて、それをまた反映して、皆さんに揉んでいただいて、こういうのを直したというのが皆さんでまとまるものについては、町長に答申をしていただいて、ぜひこういうところを直すべきだということを町長に出していただくと、町長がそういった改正をするのに議会に提案をする。これは条例のことをお話しましたが、条例はただあっても絵に描いた餅で、これは実行しなければならない。ここには、我々行政の役割、それから議会の役割、もう1つは町民の方の役割。この役割を1つ1つ、皆さんの中で、我々もそうですけど、皆で一緒になって行動に移して、それをその過程において、協働とか住民参加ですとか情報の共有だとか色々ありますけれど、そういった色々なものが実は答えになります。これを皆さんで、そういったものを情報共有しながら、あるいは住民参加で一緒にやりながら、協働もそうですけど、一緒にやってこの町を良くしていく。このルールが条例となりますので、条例ありきではなくて、こういうことをやらなければ、この町は良くならない、それをどういうルールに変えていくか、こういうものをぜひ皆さんに揉んでいただきたい。そして、その条文は専門的な部分もありますから、それはこの条文はこういう条文になるべきというのは職員がやります。ぜひ、職員を使っていただいて、やっぱりこういうことを規定すべきなんだ、という風に条文化するかというのはお任せいただいて、色んな情報をとりながら、色んな法整備等もありますから、そういったものを勉強しながら、ではそれを条文化するとこういうのがいいんじゃないですかというのを出します。その趣旨をぜひ皆さんにお考えいただきたいと思います。そして、ぜひともこの町を、これからますます皆さんにとって住みやすい、いい町になるよう、お力添えをいただきたいということをお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきますが、お世話になりますけれどもどうかよろしくお願いいたします。
広島総務部長（司会）	ただ今、委嘱状の交付をさせていただいたところでございますけれども、初めての委員の方もいらっしゃいますので、一言ずつ委員の皆さまの方からご挨拶をいただきたいと思います。 伊藤委員の方から順にお願いしたいと思います。
伊藤委員	この度、委員にならせていただきました伊藤洋輝と申します。 僕は今、仲町の方で商売をやらせてもらっていて、山本菓子店というお菓子屋さんです。僕は28歳になるんですけど、かれこれ20年以上美幌にいますので、これからずっと何十年も商売していかなければならないし、生活をしていくので、やっぱりなかなか年代を越えてとか、役場の方たちと対等に話すことがあまりないので、どうしてもこちらが役場の皆さんがやっていることをやったりだとか受けるという立場になることが多いように思えるんですね。それで、僕たち町民の方からも色々意見を言って、町を良くしていけるのがあるんだよねという話をいただいたものですから、今回応募させていただいたんですけど、今いまだ何をやっていいのか全然わからないんですけど、これから勉強して頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
大平委員	私、大平と申します。よろしくお願いいたします。

加藤委員	自治会連合会の推薦ということで、2年という任期を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 加藤春香と申します。この建物の1階で運営しております美幌えくぼ福祉会の方で、サービス管理責任者という障がいを持った方々の自立に向けた訓練をさせていただいております。プライベートな部分では、家族が夫と小学生3人の母で、仕事と家事に追われつつ生活しているんですが、前任の齋藤の方より、町のことも学んでくると仰せつかりましたので、何もわからないんですが、よろしくお願いいたします。
熊崎委員	今回で2期目になります、大通1丁目商店街の森軍手の熊崎と申します。僕は2期目でありますが、1期目でどれだけのが学べたのかというと、すごく自信がない状態が続いておりましたので、改めて町民と行政の皆さま方とで対等にタッグを組んで、町をもっと良くしていける機会のあるこの場所を利用して、そして、自治基本条例というこの生活を豊かにできる可能性が大いにあるツールをもっと活用していけるように頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
志布委員	志布純子と申します。よろしくお願いいたします。 女性団体の男女の会に入っております、男女共同参画プラン推進協議会の代表として来ているんですけども、そこで会長から役が回ってきたというか、受けてくださいということで依頼されました。町の中に住んでもう30年以上になりますけれども、何をやっているのかなというのは、そこそこのところへ行ったらなんとなくわかるんですけども、こういう風にしたい会議に出てきて何を意見言っているのか、ちょっとわからないかもしれないですけど、皆さまと一緒に2年間頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
疋田委員	疋田と言います。 この自治推進委員には、もう結構長いんですけど、やっと内容がわかってきたかなというくらいで、まだ皆さんと同じ立場に立ったような感じがします。また皆さんと一緒に、これからもっともっと勉強していきたいと思っています。よろしくお願いいたします。
村口委員	村口善二です。ボランティア連絡協議会から出ています。 今回で3期目になります。色んなことをこれからまた学んでいきたいと思っています。よろしくお願いいたします。
山野寺委員	山野寺秀紀と申します。 私は団体推薦ということで、委員を務めさせていただくことになります。JAびほろ、美幌農協からの推薦ということで、美幌農協の職員の考え方と一町民という立場で、皆さまと意見を交わしていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。
広島総務部長（司会）	どうもありがとうございました。 続きまして、事務局を担当する者ご紹介させていただきたいと思います。私、総務部長の広島と申します。 今回、自治基本条例の内容について、再度改正箇所がないかどうか検討いただくというようなところでお願いするという風に考えてございます。 先ほど、委員の皆さまからございましたとおり、美幌町のことは町民が決めるというのが、この自治基本条例の大原則でございます。町民主権に

小室政策主幹	よります自治を確立させていくというのが、自治基本条例の本旨でございますので、そういった形で委員の皆さまのご意見をいただきながら、もっと良い自治基本条例が出来上がるというようなことで進めていきたいという風に思っていますので、皆さんよろしく願いいたします。 皆さん、どうもご苦労様でございます。 政策主幹の小室と言います。どうぞよろしくお願いいたします。 この度、第４期の自治推進委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。 また、皆さまとは色々な委員会とか色々な場面でお世話になるということ、この場借りてまた厚くお礼を申し上げたいと思います。 今年から２年間という任期になりますけれども、皆さまにはお世話になると思いますけれども、よろしくお願いしたいと思います。
伊藤政策担当主査	政策担当主査の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。 私が、こちらのまちづくりグループ政策担当に異動になったのは、２７年の７月からでして、もう３年になります。これからもっとより良い条例を作っていくために皆さんと一緒に頑張っていきますので、よろしくお願い致します。
長尾政策担当	政策担当の長尾と申します。よろしくお願いいたします。 私は、２８年の４月から政策担当に異動になりまして、この自治基本条例について学んでおります。今回、新たな委員さんを迎えて、私も色々と刺激になって勉強になることもありますし、色々力を借りることもありますが、どうぞよろしくお願いいたします。
金子政策担当	政策担当の金子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 私、今年の４月１日より政策担当に配属となりまして、皆さまと率直なご意見、感想だとかをお聴きできるこの委員会の１つ１つを大切にしながら、より良いまちづくりを進めていくために邁進してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
広島総務部長（司会）	この委員会の事務局を５名で担当させていただきますので、どうぞ２年間よろしくお願いいたします。 それでは、続きまして、美幌町附属機関に関する条例第７条の中に、委員会に会長と副会長を置くということになってございます。会長と副会長の選任の方法につきましては、委員の互選の中で選出するということになってございますので、これから会長、副会長の選出をさせていただきたいと思います。委員の皆さまの中で、自薦あるいは他薦含めて、私がやりたいとかそういったことがあれば、ぜひとも挙手をお願いしたいと思います。 なかなかこの方というのは、難しいかと思うので、特になければ、事務局の方に一任いただくという形でよろしいでしょうか。 〈 賛 同 〉 それでは、事務局といたしまして、会長には村口委員にお願いをしたいと思います。また、副会長には熊崎委員にそれぞれお願いをしたいと思います。皆さんよろしいでしょうか。 〈 賛 同 〉

	それでは、会長と副会長はそれぞれ席の方に移動していただきたいと思います。 それでは、会長、副会長からそれぞれ一言ずつご挨拶をいただきたいと思います。 まず、村口会長の方から、よろしくお願いいたします。
村口会長	皆さん、改めまして、おぼんでございます。 私が一番古いようなもので、3期目になります。それで、私の方に回ってきたのかなと思いますけれども、皆さんのお世話になりながら、色々やっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
広島総務部長（司会）	続きまして、熊崎副会長、よろしくお願いいたします。
熊崎副会長	このような大役をこの若造が受けることが、本当に差し出がましい思いであります。村口会長のサポートをしつつ、この会自体をもっと活発なものにできるように僕自身も頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
広島総務部長（司会）	ありがとうございました。会長、副会長、今後ともよろしくお願いいたします。 なお、副町長につきましては、他の用務がございますので、ここで退席させていただきますと思います。 〈 副町長退席 〉 それでは、美幌町附属機関に関する条例第8条の規定の中に、議長は会長があたるということで規定をされておりますので、これからの議事進行につきましては、会長へお渡ししたいと思います。 その前に1点だけ、ご報告をさせていただきたいと思います。 この会議につきましては、「美幌町審議会等の会議の公開に関する条例」というのがございまして、この条例の第3条の規定により、公開が原則ということになってございます。ただ、美幌町情報公開条例に定める非公開情報ですとか、あるいは会議を公開することによって、公正かつ円滑な会議運営を図ることができないといった著しい支障が会議運営の中で生ずると認められた場合には、会議の全部または一部を公開しなくても良いということになってございますので、まずこのことについてご了解をいただきたいという風に思います。 そして、会議終了後、速やかに会議録を作成することとなりますが、会議録の公開につきましては、その会議録の写しと会議資料を情報コーナーと執務室において、会議を開催した日の属する年度の翌年度末日まで閲覧に供するということとなりますし、また、町のホームページにも掲載させていただくこととなりますので、ご了承いただきたいという風に思います。 それでは、以降の議事進行につきましては、村口会長よろしくお願いいたします。
村口会長（司会）	それでは、早速ですが議題に沿って進めていきたいと思います。 座らせて進めたいと思います。よろしくお願いいたします。 議題（1）自治推進委員会について、（2）自治基本条例の見直しについて、議題の1つ目ですが、自治推進委員会についてということですが、議題2にも関連する内容ですので、議題1と2を一括して、事務局から説明

	願います。１０人中６名が変わっていますので、基本的なことを説明して いただきたいと思います。 それでは、お願いします。 <u>議題（１）・（２）</u> <u>自治推進委員会について</u> <u>自治基本条例の見直しについて</u>
長尾政策担当	それでは、今回初めて委員になられた方が多いため、まずは美幌町自治 基本条例について、簡単に説明させていただきます。 〈 パワーポイントを使用し、美幌町自治基本条例について説明 〉
村口会長（司会）	ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問やご意見はあり ますか。どうですか。
熊崎副会長	わかるようでわからない不思議な感じです。
長尾政策担当	続いて、前段ということで、自治基本条例についてお話させていただい たんですけれども、議題（１）、（２）について説明させていただきます。 資料に基づいて、説明をさせていただきます。 書類番号１の「美幌町自治推進委員会の活動状況について」をご覧ください。 こちらは第１期～前回３期までの活動をまとめたものであります。時間 の都合上、主な活動のみ紹介させていただきます。 まず、第１期目の推進委員会では、住民投票条例について、諮問・答申 が行われておりまして、２５年の９月には、町長に対する提言書を提出し て意見交換を行っております。 第２期自治推進委員会では、自治基本条例の見直しについて諮問・答申 が行われております。また、本日新しい委員の方には配布したんですけれ ども、協働ハンドブックやマンガ版自治基本条例の手引の作成から完成ま で携わっております。 第３期自治推進委員会では、条例の周知啓発方法の検討や２９年７月 には湧別町からの視察対応、そして、２９年とありますが、こちらは３０年 です。３０年１月に高校生模擬議会の傍聴を行っております。 次に、書類番号２、自治推進委員会の３０年度スケジュール(予定)をご 覧ください。 こちらは、スケジュールの予定となっております、本日１回目の委員 会５月下旬、６月下旬には町長から会長、副会長へ諮問、７月中旬には第 ２回目の推進委員会、８月中旬には第３回目の推進委員会を開催し、諮問 内容に基づき、条例の見直し検討を行います。そして、９月上旬には条例 見直しの検討結果に基づき、答申案を事務局で作成しますので、委員の皆 さまへ確認いただき、１０月中旬に第４回目の推進委員会で町長へ答申を 行うといったスケジュールで、条例の見直しが不要と判断された場合はこ れで終了となります。 なお、協議を重ね、見直しが必要と判断された場合は、後段のスケジ ュールの基、進めて参りたいと思います。もちろん予定でございますので、 多少のズレや、開催回数に増減が生じるかもしれませんので、ご了承願 います。

村口会長（司会）	続いて、自治基本条例の見直しについてということで、書類番号3をお願いいたします。 自治基本条例の見直しについては、先ほどお話ししましたが、町長はこの条例の各条項が社会経済情勢の変化に適合し、目的を達成しているかどうかについて、条例施行後4年を超えない期間ごとに検討することを規定しておりますので、今年度見直しについて検討させていただくこととなりました。 なお、検討の期間を「4年を超えない期間ごと」としたのは、町長は、任期中少なくとも1回は、条例の内容について検討すべきとの考えからです。見直しの方法につきましては、諮問・答申を行います。 以上であります。 今、事務局から説明がありましたけれども、何か質問と意見はありますか。 ないようですので、次の議題に入りたいと思います。 （3）平成29年度アクションプランの実施結果についてということで、事務局から説明をお願いします。 <u>議題（3）</u> <u>平成29年度 アクションプランの実施結果について</u>
長尾政策担当	それでは、こちらは先ほど説明させていただいたんですけれども、自治基本条例に基づく取組をまとめました「アクションプラン」（行動計画）を策定しており、書類番号5をご覧くださいと思います。 書類番号4は、概要版となっておりますので、こちらは特に使いません。 それでは、こちら表紙に記載されておりますけれども、取組事業数が42事業、内実施中が20事業、完了が22事業となっております。 本日は、こちらの20事業の中で、29年度の主だった事業のみ説明させていただきます。 まず、6ページ第3章「町民参加」の中の取組内容「青少年・子どもの町政への参加の推進」として、美幌130年記念事業の1つとして実施しました「高校生模擬議会」を開催しております。 続いて13ページ、アクションプラン8、「中長期の財政計画の策定」として、「財政運営計画の見直し、中期財政試算の見直し」を実施しております。 続いて、18ページ、アクションプラン13、「各種マニュアルの見直し・整備」、こちらにおきましては、「避難所運営マニュアル」の作成を行っております。詳細につきましては、省略させていただきます。 以上でございます。
村口会長（司会）	今、アクションプランの実施結果について説明がありましたけれども、何かご質問、ご意見はありますか。 これも先ほどと同じように、質問がわからなければ、帰ってからまたじっくりと今の説明を聞きながら読んでください。どういうのが書いてあるのか。 質問や意見はないようですので、議題（4）平成29年度審議会等の会議の公開に関する運用状況についてということで、事務局から説明をお願いします。 <u>議題（4）</u> <u>平成29年度 審議会等の会議の公開に関する運用状況について</u>

長尾政策担当	はい。それでは、書類番号6、こちらの資料をご覧くださいと思います。 こちらは、全部で42の審議会等のうち、13の審議会等の会議は開催されておりませんが、残り29の審議会等で116回の会議が開催されております。そのうち、すべて公開された会議は53回、非公開が63回となっております。 また、会議の際の傍聴人数は、一般の方が延べ4名、報道機関の方が9名となっております。 こちらの審議会等の会議の公開状況なんですが、先ほどパワーポイントで説明したとおり、こちらの委員会も対象となっておりますので、よろしくお願いいたします。 以上でございます。
村口会長（司会）	これについても、何か質問や意見はありますか。これも、家に帰ったらもう一度文章に目を通していただきたいと思います。 それでは、議題（5）平成29年度美幌町パブリックコメント手続条例の実施状況結果について、事務局から説明をお願いします。 <u>議題（5）</u> <u>平成29年度 美幌町パブリックコメント手続条例の実施状況結果について</u>
長尾政策担当	パブリックコメント手続条例に係る実施状況結果ということで、こちらの委員会で報告することが定められていますので、説明をさせていただきます。 書類番号7、こちらをご覧ください。 平成29年度においては、13の案件でパブリックコメントを実施しております。そのうち、「意見なし」という案件が9つ、残り4つの案件では2件から6件の意見が寄せられたところであります。寄せられた意見につきましては、資料を付けておりますので、後ほどご確認ください。 以上でございます。
村口会長（司会）	これについても、質問と意見ありますか。 そのほかについても、何かありますか。 あの、私たち聞いてても、去年の8月からこれ開いてないんだけど、結構忘れてることが多いんで、また帰って改めて読んでみようかなと思います。 次は、議題（6）その他に入ります。 何か説明はありますか。 <u>議題（6）</u> <u>その他</u>
長尾政策担当	それでは、その他ということで、次回会議の進め方についてお話をさせていただきます。 その前に、次回は見直しの作業を行いたいと考えているんですけども、先ほど諮問・答申の説明が漏れていましたので、再度書類番号3、こちらを見ていただきたいと思います。 まず、諮問とは、一定の機関や有識者に対して、ある問題について意見を尋ね求めることということで、町長から推進委員会へ諮問書が提出されます。そして、その諮問書に応じて推進委員会で審議を重ねまして、推進

	委員会から町長へ答申という形で、資料にも記載されているとおり、意見を申し立てるということを行います。そして、その検討結果によっては、条例の見直しが必要だと判断されますので、その後は条例改正に向けて取り進めて参りたいと思っております。次回以降の会議において、この見直し作業を進めていきたいと思っております。 次回からは、今日用意できなかったんですけれども、チェックシートのようなものを用意しますので、こちらと逐条解説を見ながら、こちらから条例を読みながらにはなるんですけれども、その中で判断していただくということで進めたいと思います。 次回の会議までに、逐条解説を見る時間がある方でよろしいですので、気になるところを見ていただければ、スムーズに会議を進行できるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 また、次回の日程調整表をお配りしておりますので、こちらは期日までに提出をお願いいたします。 それと、今回初めて委員になった方に、冊子を3冊お配りしているんですけれども、こちら余分に持ってきておりますので、欲しい方は後ろに置いてありますので、お持ちいただければと思います。 以上です。
村口会長（司会）	委員の皆さんから何か、他のことでもいいから質問と意見がありましたらお願いします。
大平委員	1点だけ、教えていただきたいんですけど、基本条例の見直しというのは、我々の方に町長から見直してくださいということだけ、お話があるんですか。
広島総務部長	見直してくださいというよりも、見直す事項がありますかという検証をしていただきたいという質問が来ると思うんですけど。
大平委員	町の方で、庁内の検討委員会とかそういうところで、事前にやった中身の中でどうなんでしょうかということではないんですか。
広島総務部長	町長の方から、この委員会で協議をする、審議をするということになっていますので、委員会に対して、今の自治基本条例の中で4年を経過しますので、条例上見直しをしなければいけない項目があるかどうかを、この委員会の中で検討いただきたいという諮問書が出されるだろうと。それに基づいて、ここの部分についての条例改正が必要かとかといったことがあれば、その内容を精査いただいて、町長の方に答申をすると。それで、町長がその答申に基づき判断をして、条例改正が必要と認めたら条例改正の上程をするという進め方になろうという風に思います。
村口会長（司会）	今、部長が言われたように、ある程度内容等を知っておかなければ、変えていいかどうかかわからないと思いますので。
広島総務部長	たぶん、改正が必要かどうかというところは、そんなに多くはないと思います。的を絞っていったときに、どうなんでしょうかねという部分について、例えば、議会の関係あるいは行政の関係含めて、今現実的にはこういう手法ではおかしいのではないかと、こういう条例の規定ではおかしいですよということがあれば、改正が必要かどうかを含めて検討いただきたい。それで、委員会の方で、改正が必要だと答申が出されても、町長は改正が必要ないという判断もするかもしれませんが、基本的には答

村口会長（司会）	申を重視した中で判断をされるんだろうという風に思いますけれども。 ということで、7月の中旬まで、ある程度熟知してほしいなと。難しいけれども。 その他何かありますか。
広島総務部長	先ほど、スケジュールを概ね説明させていただいて、10月中旬には、町長へ答申と。この間、2回ほど推進委員会を開催するという事になっていますが、条例の中身、改正が必要ですか具体的な協議が必要であれば、この回数はたぶんどんどん増えていくだろうという風に思いますので、そここのところは、ご承知おきをいただきたいという風に思います。今後のスケジュールを考えると、10月くらいには答申を出さないと、条例の3月の改正には間に合わないということになるので、おしりはたぶん10月いっぱいくらいで決まるんだろうという風に思いますので、その間に回数が増えていくことが、内容によっては起きうるということをご理解いただきたい。
大平委員	前の2年間の人たちは、この集まりの中ではどういうことが話されたんですか。今、町長も来年で任期改正だから、見直しすることを町長は求められているのかもしれないけど、私みたいな委員になったばかりの我々にとっては、見直しなんて言っても何をどう見直したらいいのかも全くわからないということがあって、私の立場で言わせてもらおうと、そういう領分がよく飲み込めない状況にある。条例を見直すと言われると、なんとなく漠然としちゃっていてわからないという状況なんですけど、過去2年間で、どういうことが話されてきて、何か問題とかあったのかなというのを聞かせてもらおうところから始めて、よくわからないことを教えていただくところから始めないと、大標題に見直しをするんだとそういう風に最初にあると、なんとなく口が開かないというか。先輩の委員さんあたりはどうだったんですか。
熊崎副会長	僕が経験した中で言うと、前期は基本的には見直しというものはこの中には入ってなかったんで、この自治基本条例をいかにして広めるかというところの、実際にそれが活用されているんだということをより知っていたくにはどうしたらいいのかというところの検討を2年間していたような感じでしたね。なので、実際僕自身も、50条あるうちの全てを熟知できているかというところとわからなくて、では実際にそれがどういう部分で、今の状態に合っているのか合っていないのか、これがあるから僕たちに何が出てくるのか出ていないのかっていうところをきちんと見るというような勉強会があったわけではなかったというのが、現状としてあります。
村口会長（司会）	だからこれをよく読んでほしいんだけど。何も調べてないというのは言えないもので。
広島総務部長	あの、4年後に見直すというのは、町長の任期も確かにあるんですけども、社会情勢も経済情勢もどんどん変化を遂げていると。美幌町の人口動態も変化を遂げているという、そういう中で4年前に1回見直しをしているんですが、その見直したことが今まだ通用しますかねということについて、検討いただきたいということなんです。条例の一句一字をどうするかじゃなくて、こういう情勢変化の中で、ここについてはもっと細かく条例で規定しなければいけないんじゃないでしょうかとか、ここまでは無理なんじゃないでしょうかということを含めて、検討いただきたい。それを

	条文化するのは、我々事務局の方でどういった条例化するのかというのは検討させていただいて、またその内容についてここで検討いただくと。
大平委員	前は、条例の見直しというのは。
広島総務部長	見直しが必要ないという。
伊藤政策担当主査	見直しが必要ないというのも見直した結果ですので、それもありだと思います。
大平委員	だけど、何かあったの。こういうことについて、どうなんだろうかという、そういうのはあったの。
伊藤政策担当主査	確か、私もその時は異動前だったんですけど、諮問するのはあくまでもこの条例について見直しをということで、諮問させていただいたんです。あとは、条例は先ほど部長が言いましたけれども条文をいじることはなく、逐条解説にある解説に基づいた条例になっているかどうかを見ていったときに、ちょっとこの考え方と今は違うよねとか、ここは変わるよねとか、ではそれを今の条例を対照させたときに、今の条例ではこういう規定はおかしいんであれば初めて条文が変われると。でも、その考え方はそのまんま今でも問題ないのであれば、それは条文を変える必要はないよというような考えになってくるんじゃないかと。結果的に、前回やった時は、総合計画の部分だけが、議会に諮るというところの見直しになったというので収まったはずですよ。
村口会長（司会）	あれですか。去年の3期の第3回にやったときに、自治基本条例に関する意見というのがありましたよね。これを何かあったら出してくれと言っていたの。出てきたのあったんですか。何もなかったんですか。
小室政策主幹	あったらまた皆さんに報告と思っていたんですけど。
村口会長（司会）	今までの自治基本条例でいいと思って、結局は意見出してないと。去年の8月にもこういうの出したんですよ。
小室政策主幹	見直してという訳ではないですけど、何か意見とかがありましたらという。
村口会長（司会）	意見なかったんですね。
大平委員	わかりました。
小室政策主幹	今回は、町長から諮問書が提出されて、本格的と言ったら申し訳ないですけど、ちょっと皆さんに審議をしていただきながら、意見をいただくと。そして、答申という形で。
広島総務部長	逐条解説が送付をされていると思いますけれども、条例を見ていくとなかなか難しいところがあるので、それを噛み砕いて説明しているのがこの逐条解説なんですけれども、この逐条解説で書かれているのが、今の時代にマッチをしているかどうかということなんですね。自治基本条例というのは、美幌町の住民自治のルールを示したものですから、そのルールが大きく逸脱していないかどうかということについて、検証いただきたいとい

	うことなんで、それが社会情勢や経済情勢や人口情勢によって、これはもうおかしいよねというようなものが出てくれば、やっぱり見直しをしなければならない、新たなルール作りをしなければいけないというものが出てくるんだろうと思いますので、そこのところについて、ご審議をいただきたいということになるかと思います。
村口会長（司会）	ということで、出来るだけこれを読んでいって、納得いくように。
正田委員	出来れば自分で読んでと言うけど、私が最初に入ったときも、そう言われたの。でも、自分で読んでも、文章ずっと読んでも理解ができない。それで、私が最初入ったときは、その会の余分にこういう会を別に設けて、1つ1つを皆で検討してって、新しく入ってきた人がわかりやすいように皆で説明して、これってこういうことっていう感じでやっていったんですよ。だから、回数余計あったんだと思うんです。だから、去年からちょっと回数が減ったから、なんでこんなに少ないのかなって私的には思ったんだけど、自分が最初わからないわからないってずっといたから、それで、皆と一緒にこれってこういうことなんだねって理解するまでに、去年までかかってるから、だから今こうやって新しい人が入ったから、またそれを理解するために、回数余分に増やさないと、皆が理解できていかないんじゃないのかな。文章って、人それぞれ理解の仕方違うから、読んだところでだからどういうことってなる気がするんだよね。
広島総務部長	たぶん、逐条解説を読んでも、まず言葉が理解できないというところがあると思うんですね。それは、やはり逐条解説自体を細かく説明していかないとわからない部分があるだろうという風に思います。次回やらせていただいて、やはり相当時間がかかりそうだなということであれば、回数は増やしていかなければならないという風に思っていますので、7月にやったときの状況を見ながら、何回程度という目途は付くと思いますので、それで次回様子を見て検討させていただきたいと思いますけれども。 わからないところはどんどん質問していただいて、解説をしながらこういうことなんですよということやっていかないと、理解いただくのはなかなか難しいかなと思いますので。
村口会長（司会）	わかりました。10月中旬までには4回ではなく、5回、6回になるかもしれないということですね。
広島総務部長	そうですね。答申の時期は、あまり遅らすとパブコメや何かも全部やらなければならないので、間に合わなくなるということもあって、遅くても10月末には出していただかないと恐らく間に合わないかなということになります。
村口会長（司会）	はい。わかりました。 ということで、書類番号2に回数が載ってますけど、この回数は、内容がわからなければ多くなるということを考えておいてください。そして、皆が出来るだけ出席するように、欠席しないで。そういう心構えでいてください。 その他に、何か意見等がありますか。
広島総務部長	とりあえず、1回やってみてですね。 どういう進め方がいいのか、委員の皆さんのご意見を伺いながら、進め方を決めていくと。

村口会長（司会）	そうですね。半数以上交代しているので。
熊崎副会長	わからないというのであれば、別途勉強会を設けるぐらいじゃないと、これは進まないぞとなってしまうばちょっと。次回やってみないとわからないですけど。
村口会長（司会）	他何か。 これで何もなければ、今日の会議はこれで終わらせていただきたいと思います。 次回は7月中旬、予定を6月1日までに回答するようになってますので、よろしくお願いします。 よろしいですか。 ということで、今日はどうも色々ありがとうございました。 了